

各 位

福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号
株式会社 アイフリーク
代表取締役社長 永田 万里子
(コード番号: 3845 大証ヘラクレス)
問い合わせ先 取締役管理グループ長 山内 征宏
電話番号 092-738-3800 (代表)
U R L <http://www.i-freek.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業拡大に備え、又、事業活動を明確にするために、事業目的の新設および所用等の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、現行定款第9条の「当社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第8条第3項を削除し、株式取扱規則に定める事項を明らかにするため現行定款第9条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第8条および現行定款第10条の「実質株主名簿」、「実質株主」の文言を削除するものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第8条第3項および現行定款

第9条を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

(3) 当社は会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第9条の規定により、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、会社法第328条第1項の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置し、第5章の標題を「監査役および監査役会」と改め所要の変更を行い、第6章「会計監査人」を新設するものであります。

(4) その他全般にわたり、必要な規定および語句の修正、定数の変更、構成の整理などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
定 款	定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、株式会社アイフリークと称し、英文では I-FREEK <u>CO.,INC.</u> 表示する。	第1条 当社は、株式会社アイフリークと称し、英文では I-FREEK <u>INC.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. インターネットを利用した情報処理、情報提供、通信販売業務	1. インターネットを利用した情報処理、情報提供、通信販売業務
2. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理	2. <u>携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務</u>
3. マルチメディアの研究、開発	3. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
4. インターネットホームページの制作	4. マルチメディアの研究、開発
5. <u>インターネットシステムの開発</u>	5. <u>インターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発</u>
6. <u>映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売</u>	6. <u>携帯電話を含む情報端末のホームページ制作、システム開発</u> 7. 映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売

<p><u>7</u> .放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作</p> <p><u>8</u> .工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権ならびにそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務</p> <p><u>9</u> .キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務</p> <p><u>10</u> .芸能人、クリエイター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務</p> <p><u>11</u> .コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託</p> <p><u>12</u> .印刷業、製版業、出版業、写真撮影<u>ならびに写真製版業</u></p> <p><u>13</u> .家具、什器備品、文房具の企画、製造、販売、輸出入</p> <p><u>14</u> .衣料用繊維製品、衣料品の企画、製造、販売、輸出入</p> <p><u>15</u> .生鮮食品、冷凍食品、加工食品の<u>販売および輸出入</u></p> <p><u>16</u> .茶類、清涼飲料水等の販売および輸出入</p> <p><u>17</u> .痩身美容機器等の販売および輸出入</p> <p><u>18</u> .有価証券の取得、投資、保有および運用業務</p> <p><u>19</u> .クレジットカード業ならびに代金前払い方式の<u>磁気カードの発行および販売</u></p>	<p><u>8</u> .放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作</p> <p><u>9</u> .映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務</p> <p><u>10</u> .キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務</p> <p><u>11</u> .芸能人、クリエイター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務</p> <p><u>12</u> .コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託</p> <p><u>13</u> .印刷業、製版業、出版業、写真撮影<u>および写真製版業</u></p> <p><u>14</u> .家具、什器備品、文房具、<u>衣料用繊維製品、衣料品、日用雑貨品、衣料品雑貨、寝具、装飾品、宝飾品、雑貨什器、鞆、袋物、皮革製品、履物、インテリア用品、厨房器具、医薬品、医薬部外品、民芸品、工芸品、ペット用品、玩具の企画、製造、販売および輸出入</u></p> <p><u>15</u> .酒類、茶類、清涼飲料水、<u>食料品、生鮮食品、冷凍食品、加工食品の企画、製造、販売および輸出入</u></p> <p><u>16</u> .化粧品、健康食品、健康器具、<u>痩身美容機器等の企画、製造、販売および輸出入</u></p> <p><u>17</u> .有価証券の取得、投資、保有および運用業務</p> <p><u>18</u> .代金前払い方式の金券の発行、販売<u>および商品交換業務ならびにポイントカードサービスの企画、運営業務</u></p>
---	--

<p>20. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理</p> <p>21. カルチャー教室、レッスン教室の開設指導および経営</p> <p>22. 通信機器による健康調査に関する医療情報の収集、分析、提供</p> <p>23. 労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業</p> <p>24. 上記各号に関連する市場調査、宣伝、<u>広告業</u></p> <p>25. 上記各号に関連する<u>コンサルティング業務</u></p> <p>26. 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>19. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理</p> <p>20. カルチャー教室、レッスン教室の開設指導および経営ならびに各種学校の経営</p> <p>21. <u>消費者購買動向等マーケティング調査</u>ならびにこれらに関する情報の分析、提供</p> <p>22. 労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業ならびに職業安定法に基づく<u>有料職業紹介事業</u></p> <p>23. <u>セールスプロモーションの企画、制作</u></p> <p>24. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>25. <u>古物売買業</u></p> <p>26. <u>市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務</u></p> <p>27. 上記各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第4条（条文記載省略）</p>	<p>第3条～第4条（条文現行どおり）</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条～第6条（条文記載省略）</p>	<p>第5条～第6条（条文現行どおり）</p>
<p>（株券の発行）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	
<p>（株主名簿管理人）</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む）</p>	<p>（株主名簿管理人）</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>（削除）</p>

む。以下同じ。) 株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条 (条文記載省略)

第3章 株主総会

第11条～第16条 (条文記載省略)

第4章 取締役および取締役会

第17条～第28条 (条文記載省略)

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除す

(株式取扱規則)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第9条 (条文現行どおり)

第3章 株主総会

第10条～第15条 (条文現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

第16条～第27条 (条文現行どおり)

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除す

ることができる。

— 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の設置)

第 30 条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

第 32 条 ~ 第 33 条 (条文記載省略)

(新設)

ることができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 29 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、3 名以上 5 名以内とする。

第 31 条 ~ 第 32 条 (条文現行どおり)

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電

<p>第 34 条 (条文記載省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>— 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第 37 条 (条文現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、</u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第 39 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 36 条 ~ 第 39 条 （条文記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p><u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>（会計監査人の責任免除）</p> <p><u>第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定とする契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 44 条 ~ 第 47 条 （条文現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（株券喪失登録簿の取扱）</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株券喪失登録簿への記載または記録）</p> <p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規</u></p>
--	---

	<u>則による。</u> (経過措置) 第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木) 予定

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木) 予定

以 上